

答申第316号
令和3年10月26日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱口弘太郎



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定により、令和3年10月12日付け岐阜市子支第509号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

厚生労働省子ども家庭局（以下「厚労省」という。）は、ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯をいう。）をいう。以下同じ。）の生活の実態を把握し、ひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図る施策を行うための基礎資料を得ることを目的として、令和3年度全国ひとり親世帯等調査（以下「調査」という。）を全国の各地方公共団体の協力により実施する。

調査は、厚労省から指定された調査対象の地区の世帯（1,377世帯）から住民基本台帳を利用してひとり親世帯等を抽出した上で、各戸を訪問し、調査対象者に該当するか確認して行うこととなっている。

については、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課（以下「市民課」という。）が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。また、調査を正確かつ効率的に実施するため、子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）が保有する児童扶養手当受給資格者台帳の情報及び福祉事務所福祉医療課（以下「福祉医療課」という。）が保有する福祉医療費助成（ひとり親家庭等）の受給資格者台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

ア 市民課が保有する住民基本台帳の情報のうち、氏名、住所、生年月日及び続柄
イ 子ども支援課が保有する児童扶養手当受給資格者台帳の情報のうち、児童扶養

手当受給資格者の氏名及び住所

ウ 福祉医療課が保有する福祉医療費助成（ひとり親家庭等）の受給資格者台帳の
情報のうち、公的年金給付等受給者の氏名及び住所

3 意見

適当なものと認める。